

第6章 通信連絡

第1節 水防の連絡

水防のための連絡は、主として電話により行うこととする。電話番号一覧表は、別表14水防関係機関電話番号一覧表(P49)のとおりとする。

第2節 緊急連絡

水防上緊急を要する通信については、その状況に応じて警察無線、警察電話、鉄道電話、東北電力株式会社専用線及び非常電話等あらゆる機関を通じて連絡を講ずるものとする。(県において協議済み)

特に非常の際には、NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手及び遠野テレビから放送する連絡方法を考慮しておくものとする。

第3節 伝 令

近距離連絡確保のため、水防通信発着地点、量水標、雨量計設置箇所、水防倉庫、水防作業現場等には、連絡のための車両等を確保しておくものとする。

第4節 防災行政無線電話

東日本電信電話(株)の有線電話を利用するほか、緊急非常事態に備えて通信の確保を図るため、衛星系通信を利用し、市水防本部と遠野土木センターが相互に通信連絡をするものとする。

第5節 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、別表15水防信号(P49)のとおりとする。
(昭和36年6月6日岩手県告示第437号)